

文書に見る帝国図書館の新聞収集

——明治・大正期の歩み——

西村正守

目次

- 一 東京書籍館時代
 - (一) 国内新聞の収集
 - (二) 海外新聞の収集
 - (三) 新聞用書函と蔵書印の新調
 - (四) 新聞雑報買入費と所蔵種別
 - 二 東京府書籍館時代
 - (一) 新聞雑報の仕払引継
 - (二) 新聞雑誌閲覧方式の改善
 - (三) 地方新聞収集の建議
 - 三 東京図書館時代
 - (一) 新聞紙取扱内規の設定
 - (二) 新聞社に優待券発行
 - 四 帝国図書館時代
 - (一) 書庫狹隘による廃棄処分と閲覧停止
 - (二) 台湾紙の台湾総督府図書館への寄贈
 - (三) 太政官日誌の受入
 - (四) 収集・整備のための地道な歩み
- 附表 新聞関係文書一覧

一 東京書籍館時代

東京書籍館は、

本館ハ明治五年四月文部省博物館ノ創立ニ係ル、六年三月博覧会事務局ト合併シ……○(明治八年)二月九日該局ト分離シ再ヒ文部省ノ所轄トナルト雖モ所蔵ノ図書ハ悉ク同局ノ管スル所トナルヲ以テ諸事總テ創始ニ屬ス

とその年報にみると、(博物館)書籍館の資料を継承したものでなく諸事創業であつて、蔵書もあらたに文部省所蔵の一万余冊の交付を基礎とし、各府県所有の旧藩襲蔵の圖書の回収引渡しを受けて発足したものであつた。

従つてこの時新聞雑報類は、皆無の状態であつたといえよう。このため、

(明治八年)五月十四日館務ヤ、整頓スルヲ以テ乃チ規則ヲ定メ十七日始メテ館ヲ開キ内外人民ノ覧閱ヲ許ス

に至るまでに、ならびにその後の集積のために当事者の努力は一方ならぬものがあつた。

以下、その状況を当時の書類から尋ねてみよう。

(一) 国内新聞の収集

明治八年五月十三日

横浜在留外国人出版新聞紙并ニ内国新聞紙類多種有

之候内事情確実ニ属シ候分購求致置候得ハ後年ノ参考

ニモ相成可申且本館中不可欠ノ品ニ有之候ニ付

購入方を文部本省に伺い、その許可を得た。

かくて先ず第一に集められた新聞は次の各紙であつた

(紙名は原文記載のまま)。

新聞紙国内ノ分

報知新聞 日々新聞 日新真事誌 朝野新聞

あけぼの新聞 横浜毎日新聞

外国人出版新聞ノ分

ジャパン・メール ジャパンガゼット

ジャパンヘラルド エコチユジャポン

但毎日出版ノ分

その他国内新聞に関するものとしては、

采風新聞 一ヶ年分前金代価金三円七拾五銭

で買入れのことがあり(明治八年十二月)。

新聞雑報類試看ノ為メ現時新刊行ノ分各一部購求其

上択選須用ノ分有之ハ館内へ備置

との措置もころみられた(明治八年九月)。

また、読売新聞は当初より寄贈になったものとみえ、賞

牌下渡に対する領収書が次の通り残っている。

一 弊社読売新

聞紙出版毎ニ当

御館へ上納仕候

ニ付此度御賞牌

御下渡ニ相成正

奉領収候也

明治九年

八月廿五日

日就社長

伊藤重信

日就社長

信沢忠良

寄贈は「四百五十

四号ヨリ」と記録さ

れている。寄贈新聞

についてはこの他、

大坂日報(三

百八号ヨリ)、東

京新報(一号ヨ

リ)、五州近事

(一号ヨリ)、愛

岐日報(百二十

八号ヨリ)、団々

珍聞(一号ヨリ)

等の記録がみえる。

今そのうち大坂日報の献納申入書を披露し、平野社長の心意氣をのぞくこととする（前頁写真）。

先般貴地書籍会館御開設被遊趣伝承実ニ近世ノ御美事深く奉感戴候然ルニ弊社新聞創業以來日尚淺ク固ヨリ世道人心ノ小補ニ難相成候得トモ聊カ愚衷ヲ為奉表毎日新誌一葉ツツ御献納仕度候間不苦候ハバ御許容被下候様御執達被下度則チ本日ヨリ一葉相添候此段御依頼申進候哉

十年一月廿三日

大坂日報社員 平野万里 拜

永井久一郎殿 執事御中

(二) 海外新聞の収集

つぎに海外新聞についてみるに、収集の苦勞を語る数多くの文書が残されている。

同じく明治八年の五月十七日、

別紙目録ノ新聞紙類海外ヨリ御取寄相成候様致度候付テハ横浜港外国書肆ニ御委托相成候方便利ト存シ依テ来廿三日米國飛脚船横浜発帆候故其前同港ニ出張右新聞紙代価内引并ニ世話料ノ儀掛合候上結約致度此段御裁決候也

追テ差向英米兩國出版ノ分ノミ取寄セ可

申独仏兩國ノ分ハ逐テ取調ノ上下存候也

と願出、同二十二日永井久一郎（後に館長補、本省會計課長。永井荷風の父）の出張となっている。

「逐テ取調ノ上」の独仏新聞については、八月三日独乙新聞『コエールイシヤエ』毎週新聞他九種が、十月二十日仏国新聞『ラレビュデチュモン』他三種がそれぞれ指定され、いずれも横浜ウエットモール書肆に注文された。

なお、これら海外新聞の購入に際し、特に興味が深いのは、用度多端の故に、買入費の借金を文部本省に申込み、面倒をみてもらっている事実である。すなわち、

海外新聞紙類ハ兼テ館内ニ備置度存居候去月中英
国新聞雜報ノ類僅ニ數種報告課（文部省）ヨリ御渡相
成將來ハ御渡無之趣御達有之候ニ付現今米英仏獨四ヶ
國ノ新聞紙当館必須至要ノ分向フ一ヶ年分当館ヨリ直
ニ取寄方委托致度然ル処当館ノ儀即今諸事創始ニ係リ
百般ノ用度一時ニ相迫リ右代金四百円仕払兼候条特別
ノ御諮議ヲ以テ一時御貸渡相成候様致度尤一ヶ月金四
拾円ツツ返弁可致候ニ付此段至急御裁可候也（五月
十九日）

と申入れ、六月十五日付を以て聞届となり、八月十二日左の領收書を差出して金員を受領した。

証

一金 四百円也

海外新聞紙類買入代価

右当館へ貸付金正ニ受取候然ル上ハ明治八年八月ヨ

リ明治九年五月迄一ヶ月金四拾円宛常額金ノ内ヲ以テ返納可致候也

東京書籍館長補 永井久一郎

なおこれら購入の他に、文部省雇学監デビットモレーより「ニューヨルクハーペル氏出版画入毎週新聞」献納のよ
うなケースも見られた（明治八年四月十三日）。

かくて海外新聞は、多数収蔵されることとなったが、かく
収集した所以は、

広ク衆人ノ各之ヲ買需シ得サル者ヲシテ終ニ求覽セ
ンカ為ナルニ今ヤ世上未タ其有無ヲ知サル者十ノ七八
有之ヨシ相聞申候就テハ原語ヲ以テ一々右各紙ヲ新聞
紙上ニ印載シ至急広告相成候方可然ト存候（明治九年
二月）

の故に、日報、報知、朝野、曙の四社の新聞に三日間掲
示しPRに努めることとし、また一方では「黒塗板ヲ旧仰
高門ノ右傍ニ掛ケ歐羅巴亜米利加ヨリ新聞到着ノ事ヲ告
知」することとした（明治八年八月）。

(三) 新聞用書函と蔵書印の新調

鋭意収集された新聞は、当然合冊製本されることになる
が、ために「在来ノ書函ニ陳列出来難相成」明治九年三月
に至り、新聞用の特殊書函を新調することとなった。

またこれより先、八年九月「今般内外国新聞へ相押候蔵
書印無之不都合ニ付左ノ通至急御注文可然也」として、仮

綴本折本及小本類用蔵書印が作られた。

(四) 新聞雑報買入費と所蔵種別

当事者の努力の結果は、次の統計となつて示されている。

明治八年十二月末現在

新聞雑報類買入費（三月より十二月まで）

三百拾五円五拾四銭六厘

（書籍類買入費 六百三拾一円八拾七銭五厘）

なお、参考までに明治九年平年度分の数字を挙げれば次
の通りである。

明治九年一〜十二月

書籍買入 六九五円八二二

新聞雑報 四一〇三二

書籍補修 四一三円一九五

新聞雑報現在表

		和漢	文部省交付		購求	通計
洋	英書	三種	三種	十八種	二十一種	
	八種					
独乙書	三十一種	九種	二種	四十二種	二種	
	二種					
総計		七十四種				

この数字は、明治十年四月末、八十九種となつて東京府

書籍館に引継がれた。

	和文	英吉利文	仏蘭西文	独乙文	計
納付	十四種				十四種
購求	三十一種	三十種	四種	十種	七十五種

但し、この内には、今日でいえば雑誌に当るものが相当数含まれている。特に洋において然りである。

二 東京府書籍館時代

明治十年二月、東京書籍館は、西南役による国費節約のためか廃止せらるることとなった。これを惜んだ東京府は、乞うてその設備、蔵書、機能をそのまま引継ぐこととなり、ここに同年五月東京府書籍館が成立し、同五日開館した。

(一) 新聞雑報の仕払引継

東京書籍館から東京府書籍館への引継は年度途中であったため、当然前金払を建前とする新聞雑報類の清算が求められた。如何に処理されたかは、次の照会文書にみる事ができる。

新聞雑報ノ義左案東京府へ御照会相成可然也

案

東京府御中

旧東京書籍館残務掛

横文新聞雑報ノ義ハ別紙表目ノ通代価前金仕払済ノ分其儘交付致候ニ付テハ予テ海外へ注文致置候独乙医事月報龍動土曜日雑報ノ両種并文明新誌十八号ヨリ東京新誌三十八号ヨリノ代価未タ仕払不致候ニ付右代価ハ貴府ヨリ御仕払相成度且別紙表目ノ内国新聞ハ本月分代価悉皆御仕払有之度此段及御照会候也

(別紙)

東京日々新聞 四月卅日迄支払済

横浜毎日新聞

曙新聞

朝野新聞

兵事新聞

近事評論

花月新誌

(横文表目は略す)

(五月五日)

第十一号迄仕払済

(二) 新聞雑誌閲覧方式の改善

新聞縦覧は、東京書籍館時代に引続き、湯島聖堂の杏壇門脇の新聞縦覧所でなされたが、新聞縦覧人の数は明治十二年には既に月一千人を大幅にこえる有様であった。

新聞縦覧人統計(明治十二年)

四月 九五一人

五月 一四三二人

六月 一七二二人

七月 一四五九人

八月 一五一五人

このため明治十三年に至るや、幹事（館長）岡千仞は、給仕二名の増員を乞ひ、混雑緩和にとどめるべく、新聞雑誌の閲覧方式を改善した。

その詳細をみるべく、ここに煩をいとわず原文書をそのまま記載することとする。

本館縦覧人追々増員新聞求覧人共式百七八十名ニ罷成書目覧閱所狹隘ニテ混雑特ニ甚シク不便罷在候因テハ此度新聞雑誌縦覧ノ儀ハ給仕兩名^{出館}増員仕リ其席ニ罷在貸借ニ従事為仕度候尤モ新聞雑誌ハ別席ニ陣列為仕候旧規ノ処其席ニ見張居候者無之方ヨリ毎度紛失又ハ引裂キ損壞等相断ヘ不申候ニ付外国新聞又ハ雑誌類ヘ他書同様書目掛リニ出入為仕候右ニ付新聞雑誌而己一覽ノ為メ罷越候輩モ他書同様貸借証為差出取扱候ニ付書目掛リ一層ノ手数ヲ多ク仕リ求覧人ニモ一大不便ヲ相与ヘ候様罷成候右ニ付此度給仕兩名増員新聞雑誌一見ノ為メ罷越候輩ハ書目掛リノ手数ヲ煩ハサズ直チニ其席ニ付内外新聞ハ本ヨリ兩種ノ雑誌ヲモ随意ニ縦覧為仕度左候得ハ縦覧人ノ便利ハ勿論書目覧閱所ノ混雑モ多少相省キ諸事取締御届可申候尤右給与ノ儀ハ定額内ニテ差繰間ニ合セ可申右事情御諒鑒ノ上前文ノ通被成下度此段陳述仕候也

明治十三年四月六日

東京府知事 松田道之殿

書籍館幹事 岡 千仞

(白) 地方新聞収集の建議

東京書籍館から引継いだ新聞八十九種は、前述の如く、和四十五種、洋四十四種であった。

明治十三年三月、岡千仞はこの状況をみて、

従来本館支那英仏独各種新聞迄モ相揃置候処却テ国内新聞全揃不仕所謂失于近而求于遠ノ儀ニテ如何ニモ
關典
と考え

各府県ニ發兌スル一切新聞相揃縦覧為仕度……就テハ府庁ヨリ各府県ニ御照会罷成各地新聞社ヨリ本館ニ納本為仕候様御都合相成度

と願つた。そしてその効果として、

左候上ハ輦下坐ナカラ国内ノ情実ヲ指掌上ニ一見各地ヨリ羈留罷在候輩各地郷里ノ消息ヲ一目ノ下ニ領略ス不一方ノ便益

とうたい、「他日各県沿革取調候折一大要用ノ材料ト相成可申」また、

本館ニ於テ国内新聞一切取揃保存罷在候ヘバ後世ノ一大珍籍ト罷成編輯各人ノ心血ヲ不朽ニ相伝公私兩便永遠珍重仕候限と論じた。

誠に識見たるはいうを待たないが、この建議は果して採
択されたものであるうか。その反応を示す書類は何も見当
らない。

同年五月には、文部省は再びその運営に当らうとの動き
をみせ、七月再移管となった結果を今よりみれば、恐らく
府はもう省みる気もなかったのではあるまいか。

三 東京図書館時代

明治十三年七月一日

今般、東京府書籍館ヲ文部省ノ所轄トナシ、東京図
書館ト改称候条、此旨布達候事

東京図書館も湯島の聖堂に開館したものであるが、明治
十八年、東京教育博物館と合併し、上野公園同博物館内
に移った。明治二十二年三月、東京図書館官制の制定によ
り、分離独立し、明治三十年四月、帝国図書館官制の施行
に伴い、これにバトンを譲るわけである。

(一) 新聞紙取扱内規の設定

明治二十四年五月四日、新聞紙取扱内規が次のように定
められた。上野に移つての事である。

新聞紙ハ東京日々新聞及郵便報知新聞ニ限り公衆ノ
閲覧ヲ許スト雖モ館外ニ帶出スルヲ許サズ其他ノ新聞
紙ハ当分閲覧ヲ許サズ但当日ノ新聞紙ハ悉ク閲覧室ニ
於テ縦覽セシムルモノトス

この時同時に「風俗ニ関スル図書取扱内規」「乙部図書
取扱内規」も出来、それぞれの閲覧方法を規定した。

(二) 新聞社に優待券発行

優待券の制度は、明治十九年合併先の東京教育博物館の
例に準じ、図書館でも始められたものであるが、その一例
を次にあげる。

御館乙第三四号ヲ以テ弊社新聞記者ノ内へ御館優待
券御贈与ニ付相当資格者人名指名可致趣御通牒相成謹
テ領承仕候乃チ左ニ該人名記載仕候ニ付何分ノ御取計
被成下度此段復申候也

明治廿三年三月十四日

江湖新聞社

東京図書館御中

記

江湖新聞社主筆記者 文学士 三宅雄次郎

その他交付人名簿には、日報社長関直彦、報知社箕浦勝
人、東京電報社長陸実、朝野新聞社員吉田熹六、時事新報
社員渡辺治、毎日新聞社員肥塚龍、読売新聞記者饗庭与三
郎、東京新報社員朝日奈知泉等の名がみえる。

また、明治二十三年報は新聞紙寄贈者名を次の通り列挙
している。

日报社、報知社、時事新報社、毎日新聞社、日就社、
朝野新聞社、日本新聞社、東京新報社、江湖新聞社、
立憲自由新聞社、奥羽日々新聞社、山陰新聞社、中外
電報社

すなわち、このころになると主要新聞は皆寄贈へと切りかわっている。

新聞の刊行種がふえ、寄贈が多くなるにつれ、優待券の取扱区分に困ったものとみえ、明治二十六年基準規定が定められた。

甲種優待券

閱覽室へ出スベキ新聞紙ヲ寄贈スル社

乙種優待券

閱覽室へ出スニ足ラザル所謂小新聞並ニ一年以上引続キ雜誌ヲ寄贈スル社

右何レモ一社一葉ツツ（九月十二日）

なお寄贈新聞については、自由党報の如く、優待券は発行したがその後さっぱりというケースもあり、

貴局御発行自由党々報毎号御寄贈可相成旨昨年十一月中御申越有之本館ヨリモ優待券御贈付致候処其後右党報更ニ御寄贈無之候間御取調ノ上毎号御寄贈有之度此段及御照会候也（明治廿九年一月廿八日）

北海道毎日新聞の如く、北海道庁から寄贈のケースもあり、

今般北海道毎日新聞社ニ於テ当道農商工漁及地質風土等ノ実況ヲ報道スルノ目的ヲ以該新聞改題本月一日ヨリ毎日新聞発行候ニ付為参考各部ツツ及寄贈候也
追テ新聞ハ同社ヨリ直ニ發送可為候也（明治廿年十月四日）

（但、廿三年四月一日以降打切文書あり）

また絵入こども新聞の如く切角寄贈申出があつたが、

本館ハ高等図書館ニシテ右新聞ノ如キ程度ノモノハ
閲読セシメザル義

に付、「大日本教育会ノ書籍館」の方へと謝絶したケースもあつた（明治廿八年七月九日）。

四 帝国図書館時代

帝国図書館は、明治三十年四月発足、明治三十九年三月新築館（現支部上野図書館庁舎）に移り、以来戦後に及ぶものであるが、ここでは明治・大正期にとどめることとする。

帝国図書館時代になると新聞紙の量の問題が大きく台頭し、当事者は、書庫と資料の板ばさみに苦しむこととなつた。

従つてこの時代の文書は、新聞廃棄処分の特に目立つものとなつている。

今から見れば、嘆きも出ようというものではあるが。

(一) 書庫狭隘による廃棄処分と閲覽停止

先ず、大正四年三月、次の新聞が「一時ノ閲覽ニ留メ永久保存セザルコトトシ適宜ノ時期ニ於テ之ヲ廃棄処分スルコト」となつた。

東洋新報 扶桑新聞 運輸日報 伊賀新報 大勢新

開 伊勢新聞 名古屋新聞 紀伊毎日新聞 大阪日
 々新聞 鷺城新聞 日本貿易新聞 松陽新聞 愛媛
 新聞 下野新聞 佐渡毎日新聞 セオルプレス
 今この時の傷痕は、『国立国会図書館所蔵新聞目録』(昭和
 四四年一月一日現在)に次のようにはっきり刻み込ま
 れている。

下野新聞

明四〇・五・一六と大三・一二・三一

昭二三・五・二一

日本貿易新聞

大三・六・一六と大三・一二・二九

名古屋新聞

明四〇・八・一二と大三・一二・三〇

ついで大正五年七月、「新聞取扱手続の取極」という形

で、

東京毎夕新聞 自由新聞 埼玉新聞 名古屋毎日新

聞 山梨民報 鹿児島日報 和歌山日々新聞 沖繩

毎日新聞 台湾新聞 台湾日々新聞 朝鮮新聞 滿

州新聞 奉天日々新聞 ジャパンタイムス

がその対象となり、さらに大正七年四月には、

横浜貿易新報 静岡民友新聞 大阪時事新報 芸備

日々新聞 九州日々新聞 琉球新報 京都日出新聞

の七種が「現今購求中ノモノニテ廃止スベキ分」となり、

長崎新聞 佐渡新聞 北陸タイムス 小樽新聞 盛

京時報

の五種が「保存廃止スベキ分」となった。

しかしながら、かかる廃棄処分による書庫スペース確保
 の努力にも、限度があったものと見え、二年後の大正九年
 五月に至るや、保存新聞にあつても、一部の新聞は遂に閱
 覧停止の運命に陥入った。

書庫内新聞整頓ノ余地無之様相成候ニ付別記東京朝

日新聞外十三種ノミ書庫内ニ保存閲覧ヲ許シ東京毎日

外九種ハ当分単ニ貯蔵閲覧ヲ停止スル事ト決定相成可

然哉

東京朝日 東京日々 時事 中外商業 やまと 読

売 萬朝 国民 都 報知 中央 大阪朝日 大阪

毎日 大正日々

右保存閲覧セシムベキ分

東京毎日 二六 福岡日々 北海タイムス 満洲日

々 山陽新報 京城日報 神戸又新 河北新報 樺

太日々

以上閲覧停止保存ノ分

(二) 台湾紙の台湾総督府図書館への寄贈

大正五年七月、台湾総督府図書館との間に台湾関係紙の
 移管の話合いが始められ、結局寄贈の形をとって左の領収
 証の運びとなり、三紙合計百三冊が帝國図書館の手を離れ
 た。

領收証

左記ノ図書御寄贈相成正ニ領收御厚意拝謝致候爾後
永ク当館ニ蔵シ閱覽ニ可供候

大正五年八月七日

台湾総督府図書館長 太田為三郎

帝国図書館長殿

記

一台湾日日新報

自第一号

七参冊

至第五六三〇号

一台湾新報

自第一号

五冊

至第四八九号

一漢文台湾日日新報

自第二一六五号

式五冊

至第四〇七七号

以上

ちなみに、台湾総督府図書館長太田為三郎は、前帝国図書館司書官であり、田中稲城館長にとっては愛弟子であった。

(三) 太政官日誌の受入

大正二年五月二十七日、帝国図書館は会計検査院により、左の通り太政官日誌百冊の保管転換を受け貴重な資料をその蔵書に加えた。(下の写真は、その第一冊目の標題紙)

太政官日誌左記ノ通及保管転換候ニ付御查收相成度候也

大正二年五月廿七日

帝国図書館長 田中稲城殿

会計検査院書記官 小栗盛太郎

太政官日誌

自慶応四年二月

百冊

至明治九年十二月

但自明治三年十月四日至十一日分及自同五

年三月三十一日至六年三月卅日分欠本

失なわれる事の多かつた大正期の新聞変遷史の中で、又特筆すべき事であろう。



(四) 収集・整備のための地道な歩み

書庫狭隘に悩む大正期にあっても、しかしながら新聞収集の努力は決して放てきされたものでなく、むしろその故に、ただ集めることのみを考えればよかつた明治期に比

し、一層の配慮を要されたものといえよう。

先に、横浜貿易新報等七種が購入打切りになった大正七年四月には、入れかえに、河北新報が新規購入となり、

河北新報 大七・六・一、昭一九・九・二七

昭二三・二・一三

(国立国会図書館所蔵新聞目録)

ついで大正十二年三月、永久保存分山陽新報他七種の寄贈による収集が計られた。

以下に、寄贈依頼に対する回答要旨である。

山陽新報社 三月十一日付ヲ以テ郵税(一日五厘)

タケヲ負担セバ送付スベキ旨返答アリタリ

河北新報社 三月十一日付ヲ以テ本日ヨリ寄贈ス

ベキ旨返答アリタリ

福岡日々新聞社 寄贈配達承諾済

北海タイムス社 四月壹日ヨリ寄贈方承諾

京城日報社 三月十三日付ヨリ寄贈配達スベキ旨

返答アリタリ

大阪朝日新聞社 三月十一日付ヲ以テ明日ヨリ東

京朝日新聞社ヨリ配送スベキ旨返答アリタリ

大阪毎日新聞社 三月二十八日付ヲ以テ明日ヨリ

東京日々新聞宛ニテ送付スベキニ付同社ヨリ受取

ラレ度旨返答アリ

神戸又新日報社 寄贈配達承諾済但郵税ハ当方ニ

テ負担ノ事

また大正十二年、大阪朝日新聞の關東大震災による焼失分について、その補充方を大阪府立図書館長及び大阪朝日新聞社へ依頼の事があり(九月、十月)、同じく被災の河北、神戸又新、山陽の各紙についても、それぞれ仙台、神戸、岡山の各図書館へ要請のことがあった(十一月)。

さらには、やまと新聞社に対し、欠号督促という日常の努力を示す記録も残されている。

陳者御発行ノ貴新聞購求及御寄贈ノ分共兎角未着勝ニテ其都度御督促申上候答ナルモ左記ノ通ノ欠号ヲ生シ候次第ニテ閲覧上ハ勿論保存上遺憾千万ニ不堪候ニ付今後ハ精々未着ナキ様御取計相願度又左記欠号ノ分モ可成御取揃御配達有之候様相願度此段得貴意候也

十月一日、十四日、十九、二二、二四、二七、二八日(大正十二年十月三十日)

最後に明治に戻るが、「新聞紙洋装製本」開始の時期を示す記録を、帝国図書館のものとしてここにあわせ記すこととする。

自今左記ノ新聞紙ニ限り洋装丁ニ致シ可然哉

東京日々新聞 時事新報 萬朝報 大阪朝日新聞

中外商業新聞

右之通

明治四十一年五月十二日

函架係

ともあれ、悩多き中を、地道な歩みを続けつつ、帝国図書館はやがて昭和期を迎えるのである。

あとがき

本稿は当初、本年十月開催の「新聞のあゆみ」展示会を何とかサポートしたいとの気持ちから資料集めを始めたものであるが、『参考書誌研究』の一隅をけがす結果となり、恐縮しているところである。

表題については、当館の前身を一括して呼ぶ名称に実は困った次第であって、上野図書館とすれば、明治十八年以

前の湯島聖堂時代をはずすことになるし、国立図書館とすれば、東京府所管時代の扱いに窮するわけである。

止むをえず、一応最も長期且周知の帝国図書館の名でこれを代表させることとしたが、落着の悪い点は御寛容願いたい。

最後に、本稿の取りまとめに当って、佐野力、菊地和子両氏を始め上野職員の一一致した協力を得たことをここに附記したい。

新聞関係文書一覽

館名	年月日	文書件名	本文関連項	収容文書綴名
東京	明八・三・二〇	外国新聞文部省報告課より交付	一 (一)	明治八年二月ヨリ七月ニ到ル東京書籍館書類
東	四・一三	文部省雇学監デビットモレよりハーベル画入毎週新聞献納	一 (一)	"
東	五・一三	国内新聞購入伺	"	"
東	五・一七	外国新聞購入のため横浜港へ出張伺	一 (一)	"
東	五・二二	同出張命令	"	"
東	五・一八	外国新聞買入費四〇〇円文部本省へ貸与申入	"	"
東	六・一八	同確認	"	"
東	八・一三	同貸渡に際し証書提出	"	"
東	八・一三	独乙新聞横浜港ウエットモール書肆へ注文	"	明治八年七月ヨリ東京書籍館
東	八・二七	黒塗板を設け外国新聞到着を告知	"	"
東	九・一八	新聞雑報試看のため最新刊一部購入	"	"
東	一〇・二〇	仏国新聞ウエットモールへ注文	"	"
東	九・二〇	新聞用蔵書印新調	一 (一)	"
東	一・二	采風新聞購入	一 (一)	"

館書図京東	館籍書府京東	
二〇・一〇・四 一〇・二〇 二三・三・三二 三・二四 二四・五・四 二六・九・一二 二八・七・九	一三 一一・一九 五・九 三・二二 四・六	明九・二・三 三・二四 四・一一 八・二五 一〇・一・二三 一・三十一 二・五 三・二二
新聞紙取扱規 同受納回答 同寄贈中止申入 江湖南開社へ優待券發行 新聞紙取扱規 新聞社への優待券贈付基準 絵入ことも新聞寄贈申入れ謝絶	新聞縦覧所函面(湯島聖堂) 地方新聞収集の建議 給仕増員による新聞縦覧方式の改善 新聞代価仕払引継(旧東京書籍館残務掛発) ジャパンメーブル社より寄贈申入 新聞縦覧人数 新聞代価仕払引継(旧東京書籍館残務掛発) (東京府発) ジャパンメーブル社より寄贈申入 新聞縦覧人数 新聞縦覧所函面(湯島聖堂) 地方新聞収集の建議 給仕増員による新聞縦覧方式の改善	所蔵外国新聞を新聞広告によりPR 新聞用書函新調 英米新聞ウェットモールへ注文 読売新聞(日就社)より賞牌領収書 大坂日報社より寄贈申入 同受納回答 愛岐日報社より寄贈申入 同受納回答
三(二) 三(二) 三(一) 三(一)	二(一) 二(二) 二(二) 二(二) 二(三)	一(三) 一(二) 一(二) 一(一) 一(一) 一(一)
明治二〇年諸向往復東京図書 明治二三年分諸向往復書 明治二二年ヨリ館内諸規程職分課等 明治二八年中諸向往復文書	〔表紙ナシ〕東京府用箋綴 明治一二年学務課往復綴東京府書籍館 明治一三年学務課往復綴東京府書籍館	明治九年自一月至六月 〔表題ナシ〕 自明治八年三月ヨリ九年二月マデ諸向往復簿 自明治一〇年第一月東京書籍館乾ノ甲号

帝 国 図 書 館			
四一・五二二	自由党報局へ優待券発行		
二九・一一八	自由党報局へ納入督促		
大 二・五二七	新聞紙洋装製本開始	四(四)	明治二八年中諸向往復文書
四・三二五	太政官日誌会計検査院より保管転換	四(三)	明治二二年諸向往復文書
五・七・三	書庫狭隘による新聞廃棄処分	四(一)	明治二二年より館内伺両館
七・二一〇	新聞取扱の件(含廃棄処分)	"	"
七・二一〇	台湾紙保管転換の件台湾総督府図書館へ照会	四(二)	大正五年諸向往復文書
七・二一五	台湾総督府図書館より台湾紙価格問合せ	"	"
八・七	同回答	"	"
七・四・二二	台湾総督府図書館より領収書	四(一)	明治二二年より館内伺両館
九・五・二六	書庫狭隘による購入打切及廃棄処分	"	"
一・三・九	書庫狭隘による新聞閲覧停止	四(四)	大正二二年諸向往復文書帝國 図書館
九・二五	山陽新報社他七社へ寄贈申込	"	"
一〇・三	震災焼失大阪朝日新聞補充につき大阪府立図書館長に入手依頼	"	"
一〇・三〇	同大阪朝日新聞社に入手依頼	"	"
一一・七	やまと新聞社へ欠号督促	"	"
一二・五	震災焼失紙補充につき仙台、神戸、岡山各図書館に入手依頼 大阪朝日新聞社に納入督促	"	"

注 文書の日付には、起案、決裁、施行の三つの日付があるがここでは原文検索の便を考え、起案の日付をとった。

(にしむら・まさもり・支部上野図書館長)